

## 外国籍の方の離婚訴訟の管轄・準拠法について

令和5年3月

神戸家庭裁判所 人事訴訟係

離婚訴訟の当事者に一人でも外国籍の方がいる場合、以下のように、請求の種類ごとに、国際裁判管轄（どこの国で裁判を行うことができるか）・準拠法（どこの国の法律が適用されるか）を検討し、訴状に記載していただく必要があります。

訴状には、請求の種類ごとに、国際裁判管轄・準拠法について、下記の規定のうち、どの場合に該当するかを記載してください。

### 1 離婚請求

#### (1) 国際裁判管轄

2当事者間での離婚請求においては、以下のいずれかに該当する場合に、日本に国際裁判管轄が認められます（人事訴訟法第3条の2）。

- ① 被告の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき（同条第1号）。
- ② 当事者の双方が日本の国籍を有するとき（同条第5号）。
- ③ 原告の住所が日本国内にあり、被告と最後の共通の住所を日本国内に有していたとき（同条第6号）。
- ④ 原告の住所が日本国内にあり、被告が行方不明であるとき、被告の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき（同条第7号）。

#### (2) 準拠法（法の適用に関する通則法）

- ① 夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による（法の適用に関する通則法第27条本文、第25条）。
- ② 上記①に該当する場合でも、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による（法の適用に関する通則法第27条但書）。

### 2 親権者の指定

#### (1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本（人事訴訟法第3条の4

第1項)。

(2) 準拠法

子の本国法が父又は母の本国法と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による(法の適用に関する通則法第32条)。

3 養育費

(1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本(人事訴訟法第3条の4第1項)。

(2) 準拠法

扶養権利者である子の常居所地法による(扶養義務の準拠法に関する法律第2条1項本文)。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法による(同項但書)。

4 離婚慰謝料

(1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本(人事訴訟法第3条の3)。

(2) 準拠法

離婚請求と同じ(解釈上)。

5 財産分与

(1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本(人事訴訟法第3条の4第2項)。

(2) 準拠法

離婚請求と同じ(解釈上)。ただし、財産の帰属について、法の適用に関する通則法第26条第2項が適用され、夫婦が合意した法による余地あり。

6 年金分割

(1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本(解釈上)。

(2) 準拠法

離婚請求と同じ(解釈上)。

7 関連損害賠償請求(人事訴訟法第17条)

(1) 国際裁判管轄

離婚請求について日本が国際裁判管轄を有する場合、日本（人事訴訟法第3条の3）。

(2) 準拠法

加害行為の結果が発生した地の法による（法の適用に関する通則法第17条本文）。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による（同条但書）。ただし、明らかにより密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による（同法第20条）。

8 地域的不統一国について

アメリカ、イギリス等の連邦国家においては、国内でも各州等の地域ごとに別の法律が適用される場合があります。その場合の準拠法は、その国の規則に従い指定される法になり、そのような規則がない場合は、当事者に最も密接な関係がある地域の法となりますので、具体的にどの法が適用されるかを検討してください。

以上